数値目標の設定

設定の意義

- ▶ 市町村における地域福祉の取組を着実に推進していくためには、定期的に 施策の実施状況を確認し、分析・評価を行うことが必要であり、それに当た っては、客観的な指標として、数値目標を設定することが有効です。
- ▶ このことの踏まえ、本計画では、施策の5つの柱に対応する数値目標を定 め、その推進管理を図っていくこととします。

2 数値目標を設定する項目の一覧

- ▶ 本計画に定める数値目標は、次のとおり施策の柱ごとに計5項目を設定す ることとし、庁内関係課をはじめ、市町村や関係機関との連携・協力のもと、 令和11年度までの取組を進めていきます。
- ▶ 特に、(1)については、市町村が地域福祉を推進していく上で最も重要な ものであることから、数値目標の達成に向けて、重点的な働きかけを行って いきます。



(1) 市町村における地域福祉計画の策定率向上 ………… P70

目標 地域福祉計画の策定市町村数:179市町村(策定率100%)

• 施策の柱: 2 仕組みづくり

(2) 市町村における包括的な支援体制の整備推進 …点……P71

目標 包括的な支援体制の整備数:179市町村(整備率100%)

● 施策の柱:3 人づくり

(3) 地域への支援を行う職種の配置推進 ………P72

■標 CSW等の配置市町村数:179か所(配置率100%)

• 施策の柱:4

基盤づくり

- (4) 民生委員・児童委員の継続的な担い手確保 ………… P73
- ■標 民生委員・児童委員の充足率の維持向上:充足率100%

施策の柱:5



(5) 心のバリアフリーの理解と普及の推進 ……… P 74

目標 心のバリアフリーに関する認知度の向上:認知度80%

3 数値目標を設定する項目の内容

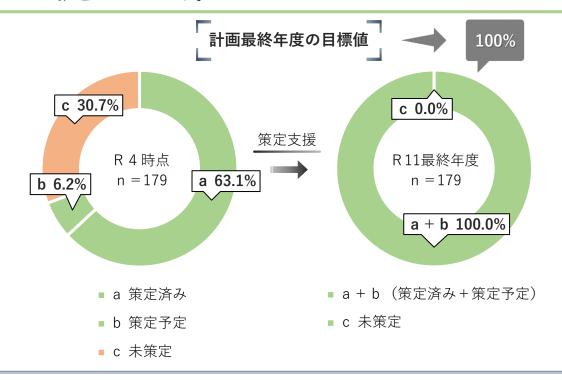
📘 標(1)市町村における地域福祉計画の策定率向上



地域福祉計画の策定市町村数:179市町村(策定率100%)



市町村による地域福祉計画は、地域共生社会の実現を目指すための法定計画であることから、地域福祉の充実に向けて、全ての市町村で策定されるよう推進していきます。





設定の考え方

地域福祉計画は、平成30年の改正社会福祉法により、その策定が努力義 務化されました。

全国的な策定率が8割を超える中、道内市町村では6割程度となっており、全国平均を下回る状況が認められています。

こうしたことから、道では、自治体規模や策定体制等が個々に異なる地域の実情を踏まえつつ、現地訪問や意見交換、参考となる策定例の情報提供を行うなどして、計画最終年度までに「策定市町村数:179市町村(策定率100%)」が達せられるよう、市町村支援に努めていきます。

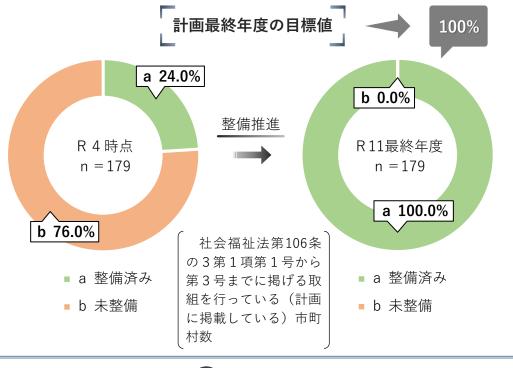
標(2)市町村における包括的な支援体制の整備推進



包括的な支援体制の整備数:179市町村(整備率100%)



複雑化・複合化する支援ニーズに対応するための包括的な支援体制が各 市町村で広く構築されるよう、重層的支援体制整備事業をはじめとする相 談支援・参加支援・地域づくりの実施数に数値目標を設定します。



設定の考え方

包括的な支援体制の整備は、平成30年に施行された改正社会福祉法によ り規定されたものであり、全国の市町村で実施が進められています。

この取組は、相談支援・参加支援・地域づくりという3つの支援を実施 することで、様々な支援ニーズに対応できる体制を構築しようとするもの であり、道内における現在の整備率は3割弱となっていますが、同法にお いては、当該体制の整備が市町村の努力義務とされていることを踏まえ、 計画最終年度までに「包括的な支援体制の整備数:179市町村(整備率 100%) | が達せられるよう努めていきます。

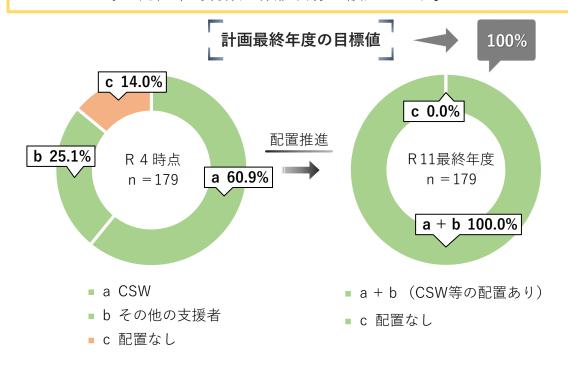
📘 標(3)地域への支援を行う職種の配置推進



CSW等の配置市町村数:179か所(配置率100%)



地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築には、地域への支援を行う職種の果たす役割が大きいことを踏まえ、コミュニティソーシャルワーカー等の配置市町村数に数値目標を設定します。





設定の考え方

地域づくりを担う調整役としては、コミュニティソーシャルワーカーや 地域福祉コーディネーターのほか、道内では、共生型地域福祉拠点の取組 を担うコーディネーターの配置も行われています。

社会資源の偏重という地域特性がある中、多様化する生活課題への対応に向けては、個々の支援を行うとともに地域への働きかけを総合的に展開・実践する支援者の配置が重要となるため、これらの調整役を各市町村に少なくとも1名確保することとして、計画最終年度までに「CSW等の配置市町村数:179か所(配置率100%)」が達せられるよう努めていきます。

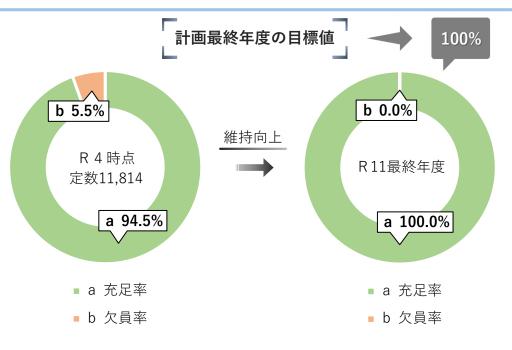
目 標(4) 民生委員・児童委員の継続的な担い手確保



民生委員・児童委員の充足率の維持向上:充足率100%



住民の身近な相談相手となり、行政や専門機関とのつなぎ役になるなど、地域福祉の中心的な担い手として活動する民生委員・児童委員を継続的に確保するため、その充足率に数値目標を設定します。





設定の考え方

民生委員・児童委員の定数は、道の条例によりその定数を定めることとなっており、3年を任期として改選が行われ、次回は令和7年度が改選期に当たります。

高齢化の進展等により、民生委員・児童委員の確保が年々困難となっている中、道内では、全国平均と概ね同程度の充足率が保たれていることから、こうした水準を維持しつつ、全ての市町村で定数が満たされることを目指し、計画最終年度までに「充足率100%」が達せられるよう努めていきます。

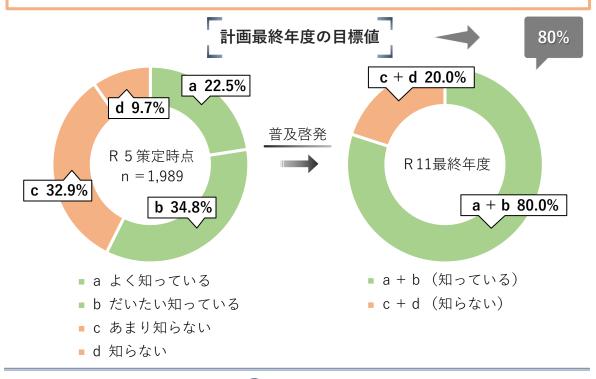
目 標(5)心のバリアフリーの理解と普及の推進



心のバリアフリーに関する認知度の向上:認知度80%



福祉のまちづくりについて、地域住民が相互に理解を深め合う「心のバリアフリー」の考え方が広く普及するよう、道民の認知度向上に数値目標を設定します。





設定の考え方

バリアフリー化の取組について、施設整備などハード面は着実に進展していることから、今後、職員の応対などソフト面の対策を進めるとともに、「心のバリアフリー」の取組を強化していくことが重要とされています。 道では、市町村や民間事業者が実施する研修会・イベント等に講師を派

遺では、中町村や民间事業者が美施する研修会・イベント等に講師を派遣するなどして、この考え方の普及を図っており、道民を対象としたアンケート調査において「心のバリアフリー」という言葉を「知っている」と回答した人が約57%(22.5%+34.8%)であったことを踏まえ、計画最終年度までに「認知度80%」が達せられるよう努めていきます。